

6月1日より料金に変更になります

高額療養費の現物給付における 自己負担限度額について

これまで限度額適用認定証等をご加入の健康保険保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

ですが、オンライン資格確認システムの導入によりご加入の健康保険保険者から「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の情報をオンラインで得られるため自ら申請手続きが不要となりました。

短期間の入院でも支払いが高額になることがありますので、この制度をご利用される場合は、入院申込書の【限度額適用認定証のオンライン資格確認について】で同意をいただるか、1階の受付にてお問い合わせください。

70歳未満の方

区分		月単位の上限額	食事負担 (1食につき)
ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4月目～: 140,100円>	550円
イ	標準報酬月額 53～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4月目～: 93,000円>	550円
ウ	標準報酬月額 28～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4月目～: 44,400円>	550円
エ	標準報酬月額 26万円以下	57,600円 <4月目～: 44,400円>	550円
オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <4月目～: 24,600円>	270円 (多数該当の場合220円)

70歳以上の方

適用区分	月単位の上限額		食事負担 (1食につき)
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回 140,100円 >		550円
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回 93,000円 >		
Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円 >		
課税所得 145万円未満の方	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 >	550円
Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円	270円 (多数該当の場合220円)
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	130円

新たに「限度額適用認定証」を申請